




<重要> 電子入札システム使用時のICカードの有効期限について

- 電子入札により入札参加する場合、開札日（落札決定通知書受領）まで有効な（有効期限のある）ICカードが必要ですので、ご注意ください。
- 万が一、電子入札システムにより入札書（内訳書を含む）提出後、開札日までにICカードの有効期限が切れた場合、入札書が正常に送信された場合でも、開札時に電子証明書の有効期限切れにより無効となります。
- この場合、紙入札には移行できません。

参考

ケース	ICカード有効期限			判定
	入札日 (1日目)	入札日 (2日目)	開札日	
①ICカードの有効期限が 開札日(落札決定通知受 領日)まで				入札有効
②ICカードの有効期限が 入札日の1日目まで		●入札		入札無効
③ICカードの有効期限が 入札日の2日目まで			●入札	入札無効

※ケース②③の場合も、入札書は送信されますが、開札時に入札者ICカードの電子証明書の有効期限切れにより、有効な入札書(内訳書を含む)と認識されませんので、ご注意ください。

<お願い>

・適正な入札が執行できるよう、ICカードの更新は早目に手続きをお願いします。

・また、受任者の変更により、ICカードを更新(変更)される場合は、改めて利用者登録が必要です。

ただし、ICカードの情報と本市の入札参加資格者名簿の情報が一致しないと利用者登録は完了しませんので、入札参加資格記載事項変更届(受任者変更)の提出も遺漏なくお願いします。

・なお、変更届の事務処理には2週間程度要しますので、早目の手続きをお願いします。